

広島市立広島市民病院 注射薬払出システム 技術仕様書

地方独立行政法人広島市立病院機構
広島市立広島市民病院

1. 導入の目的

薬剤部に導入している「注射薬払出システム」は、導入から19年目を迎え、老朽化と共に障害頻度が増えつつある。

最新構成での更新を行い、より「確実・安全・スピーディー」に払出を行う事が可能となり、薬剤師の業務負担軽減と患者様への医療安全面のサービスを一層向上をさせることが目的である。

2. 調達物品及び構成内訳

注射薬払出システム 1式

構成内訳

- ・ トレー供給ユニット
- ・ プラボトル払出ユニット
- ・ 返品薬仕分払出ユニット
- ・ アンプルバイアル払出ユニット
- ・ ラベル区分払出ユニット
- ・ 注射箋払出ユニット
- ・ トレー自動収納移載ユニット
- ・ 電子カード
- ・ 専用トレー
- ・ 専用カート(3列18段仕様)
- ・ 注射薬管理装置
- ・ 薬品照合システム
- ・ ハンディーターミナル

上記のほか、既存品の撤去・搬入・据付・配線・調整・既存システムとの接続等を含む。

3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立広島市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等使用している場合は落札決定の対象から除外する。

4. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
- ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する注意事項

- ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
- ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。